

館林市第七次行政改革大綱

令和2年3月

館林市

目次

第Ⅰ章	第七次行政改革大綱策定の趣旨	1
1	行政改革の経緯と必要性	1
2	第六次行政改革大綱の実績	2
3	本市を取り巻く行財政状況の変化	2
第Ⅱ章	第七次行政改革大綱	7
1	基本方針	7
2	推進体制	9
3	推進期間	9
4	進捗状況の公表	9
第Ⅲ章	推進計画	10

1 行政改革の経緯と必要性

行政改革とは、簡素で効率的な生産性の高い行政を実現するために、行政の組織や制度、サービス提供のあり方などを継続的に見直し、改善・改革に取り組んでいくことです。

本市では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない（地方自治法第 2 条第 1 4 項）」の基本原則に基づき、昭和 6 0（1 9 8 5）年以降、6 次にわたり「行政改革大綱」を策定しました。この間、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、財政の健全化など、効率的・効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに対応し、市民の満足度を高める公共サービスを効率的に提供できるよう、行財政改革を推進してきました。

しかし、少子高齢化による人口減少社会の進行、大規模自然災害の発生等、社会情勢の変化に伴い市民のニーズは拡大し、行政の果たす役割は一層重要なものになっています。その一方で、財政状況は非常に厳しく、職員数の増加を見込むことは難しいため、職員一人ひとりが改善、改革の意識を強く持つことが重要となります。また、限られた行政資源（財源、職員、資産等）で多様化する市民のニーズに対応するために、さらなる情報化の推進や PPP¹/PFI²の拡大等、時代の流れに合った新たな公共サービスの提供方法についても検討しなければなりません。

このような状況下で今まで以上に危機感を持って行政改革を進めていくために、「第七次行政改革大綱」を策定します。

（本市の行政改革の取組経過）

計画	期間
行政改革大綱（第一次）	昭和 6 0～6 3 年度
第二次行政改革大綱	平成 8～1 0 年度
第三次行政改革大綱	平成 1 1～1 5 年度

¹ PPP（Public Private Partnership）：公共主体と民間が連携して公共サービスを提供する手法を幅広く捉えた概念のこと。

² PFI（Private Finance Initiative）：PPP の一手法。公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法のこと。

第四次行政改革大綱	平成16～18年度 (平成17年度までに短縮)
第四次行政改革大綱(集中改革プラン)	平成18～21年度
第五次行政改革大綱	平成22～26年度
第六次行政改革大綱	平成27～31年度

2 第六次行政改革大綱の実績

第六次行政改革大綱では、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度を推進期間とし、効率的で生産性の高い行政経営を実現し、持続可能な行財政基盤を確立するため、20の推進計画に取り組んできました。

平成30(2018)年度時点の実績をみると全体の85%が「計画通りに取組んでいる」もしくは「計画が完了している」という結果になっていますが、推進期間が今年度で終了することから、新たに第七次行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取り組んでいきます。

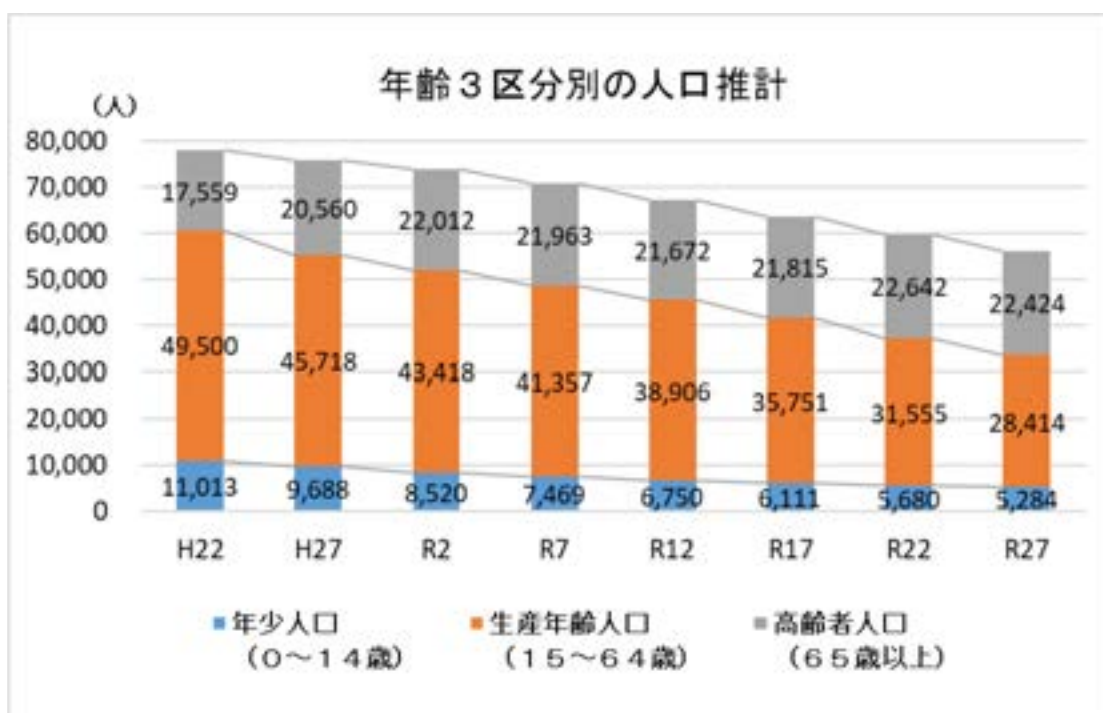
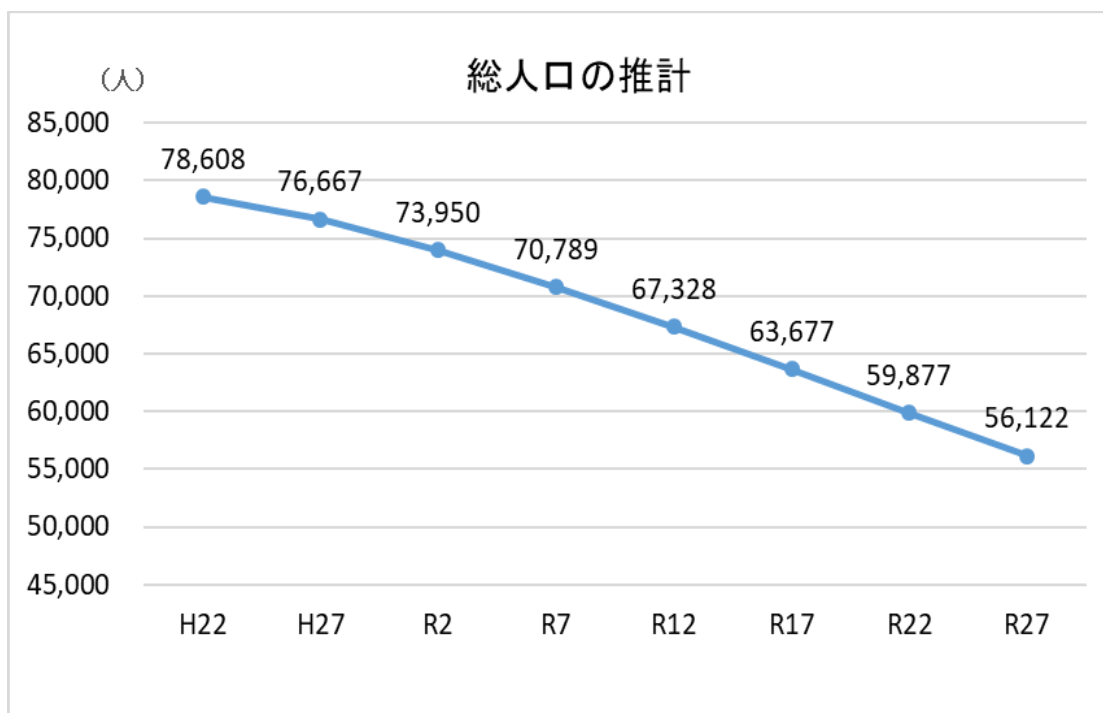
実績区分	件数	割合	
計画通りに取り組むことができた	11	55.0%	85.0%
計画していた以上に取り組むことができた	0	0.0%	
既に計画が完了しているもの	6	30.0%	
計画通りに取り組むことができなかった	2	10.0%	15.0%
計画が中止となったもの	1	5.0%	
合計	20	100.0%	

3 本市を取り巻く行財政状況の変化

(1) 人口

本市の人口は、平成31(2019)年4月1日現在で75,947人となっていますが、今後は人口減少が続き、令和12(2030)年には約67,000人となることが見込まれています。

また、中長期的に見ると、歳入では生産年齢人口の減少による税収の減少、歳出では高齢者人口の増加による医療、介護などの社会保障関係費の増加などにより、市の財政状況が厳しくなることが予想されます。



出典：RESAS（地域経済分析システム）

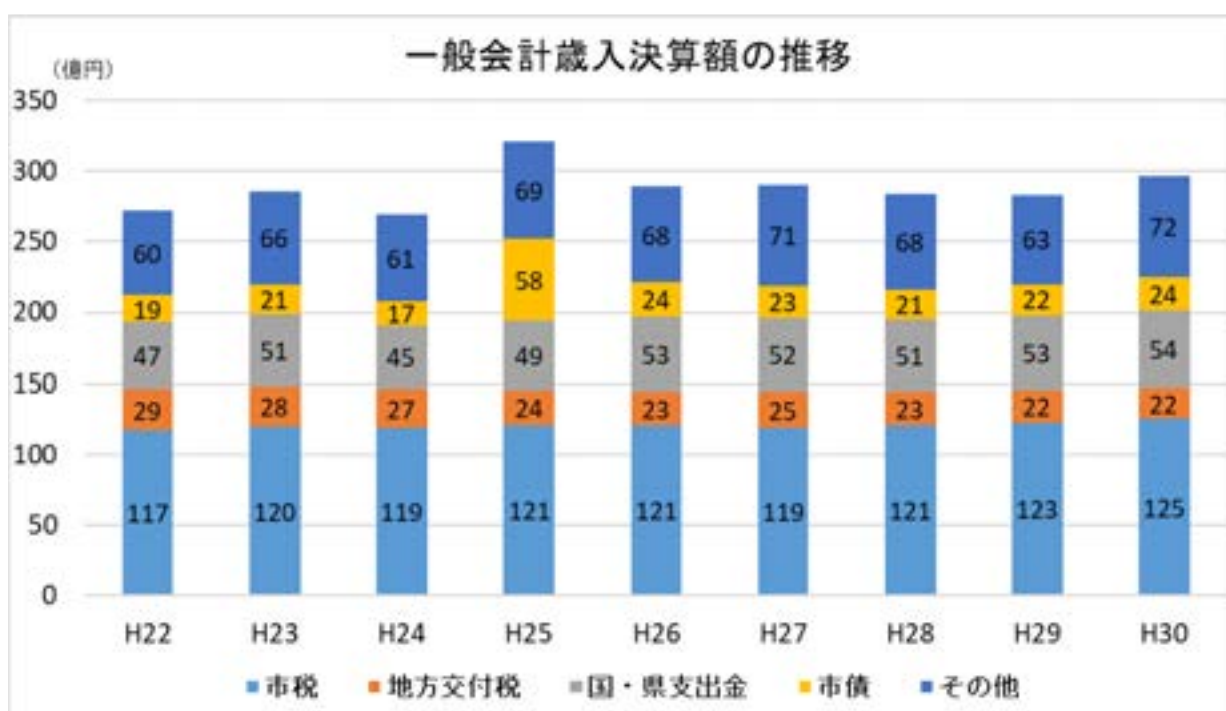
※H22・H27の数値は国勢調査に基づく確定値となっており、総数には年齢不詳も含まれているため、人口総数と年齢3区分別の合計値が合致していません。

(2) 財政状況

歳入

市税について、歳入全体の割合で見ると若干の変動はあるものの、40%台の割合で推移しています。しかし、今後は生産年齢人口の減少などにより増加を見込むことは難しい状況です。

また、平成30(2018)年度の地方交付税及び国・県支出金の総額は約76億円となっており、市の歳入の約4分の1は国や県から交付される補助金等により賄われていることが分かります。

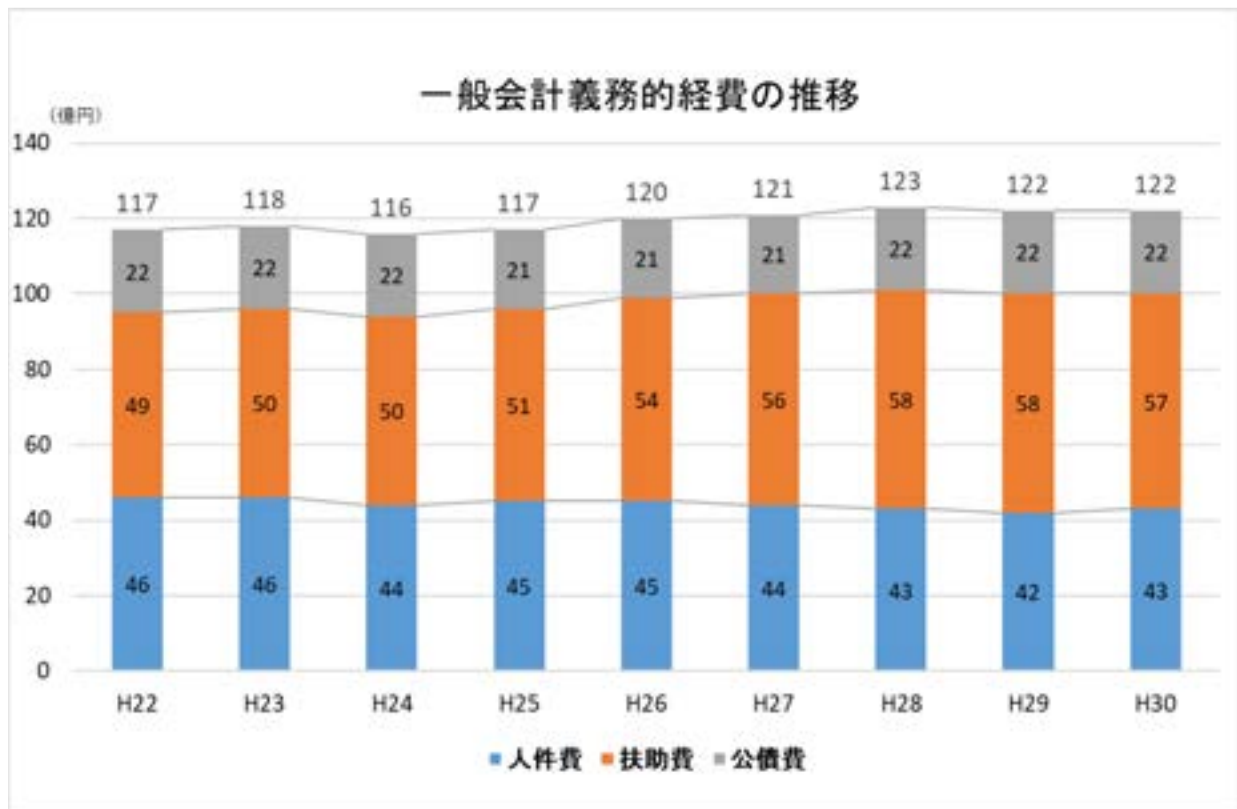
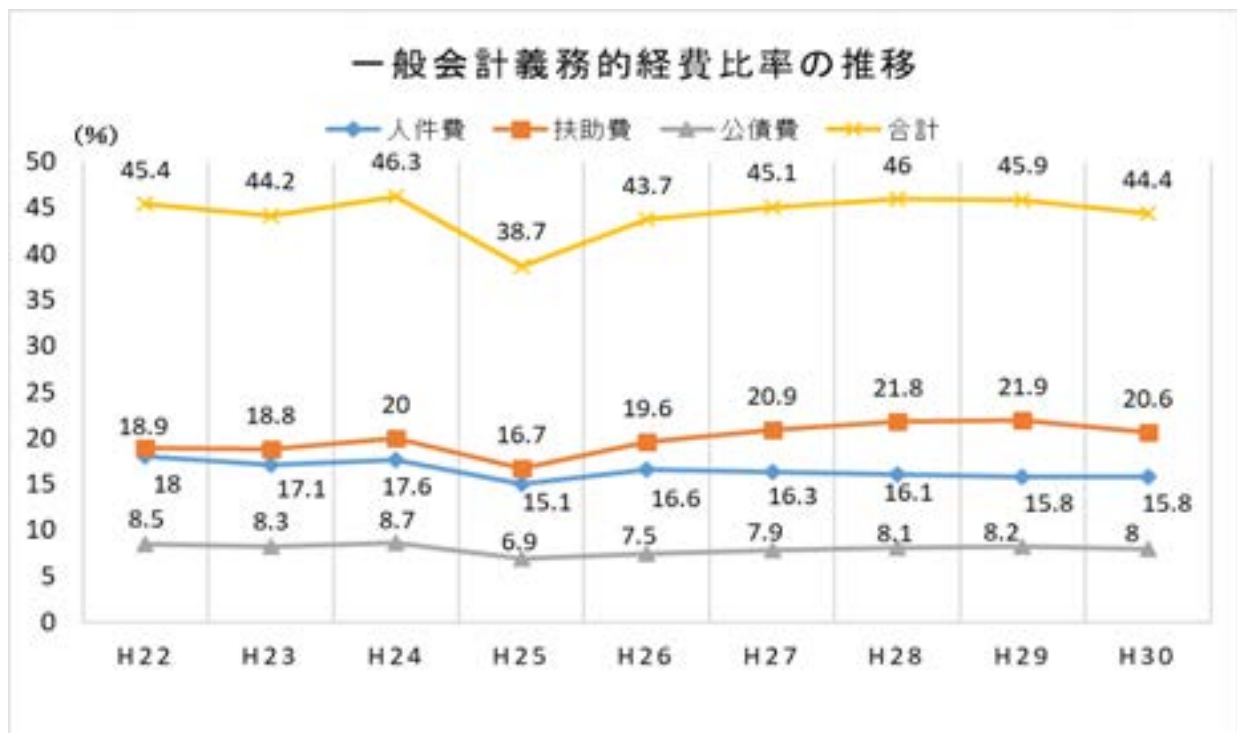


出典：館林市統計書

歳出

人件費、扶助費、公債費は「義務的経費」として支出が義務付けられているもので、任意に削減することができないものです。この義務的経費の割合は平成30(2018)年度では約45%と、歳出の半分近くを占めています。

また、義務的経費を金額で見ると、平成22(2010)年から平成30(2018)年までの間で約5億円の増加となっていることが分かります。



出典：館林市決算状況（普通会計）

経常収支比率³

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標の一つです。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるということになります。一般的に70～80%が適正水準と言われていますが、本市を含む全国の自治体で高い数値となっており、財政の硬直化が進んでいることが分かります。



出典：館林市統計書、総務省「平成31年版地方財政白書」

(3) 本市の行財政状況のポイント

以上のような現状からも本市の行財政を取り巻く環境は非常に厳しいものであることが分かります。

このような行財政状況の中で多様化するニーズに対応していく、新しい事業を始めるために公共サービスの在り方を根本から見直さなければならない可能性もあります。さらに、職員一人ひとりの意識改革や能力向上は不可欠であり、これからは今まで以上に行政改革の考えが重要になります。

³ 経常収支比率：義務的経費や毎年度経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される経費（一般財源）がどの程度使われているかを算出したもの。

1 基本方針

行政改革の必要性や本市の行財政を取り巻く状況を鑑みて、第七次行政改革大綱では以下の基本方針に基づき、推進期間内で着実に計画を完了できるもの、または第七次で検討し次期計画において実現可能な計画を重点的に推進します。

最少の経費で最大の効果をあげるため、変化し続ける時代に的確に対応する行財政運営と公共サービスの提供を目指した行政改革を推進します。

また、第七次行政改革大綱では「財政の柱」「公共サービスの柱」にそれぞれ3つの重点項目を定め、その下に個別の推進計画を設けています。

○財政の柱

重点項目① 公民連携の推進

公民連携の在り方について検討し、公共サービスの向上及び財政効果が期待できる事業については、積極的に導入を進めていきます。

重点項目② 歳出の抑制

徹底したコスト意識により経費の削減を図るとともに、費用対効果が上がるような工夫や改善を施しながら、節約を実践していきます。

重点項目③ 歳入の確保

ネーミングライツや未活用財産の活用等により、財源確保に努めます。

○公共サービスの柱

重点項目④ 窓口業務の効率化

コンビニ交付やワンストップ窓口の導入等、様々な手法を活用して窓口業務の効率化を進めます。

重点項目⑤ 人材投資と組織力の向上

限られた人員で多様化・高度化するニーズに対応するために、職員の意識改革や人材への投資を行います。

重点項目⑥ ICT化の推進

ICTを有効活用することで、より便利で利用者負担の少ない公共サービスを提供するとともに、事務処理の効率化や経費の削減に努めます。

(体系図)

柱	重点項目	No.	推進計画
柱1 財政の柱	①公民連携の推進	1 1 1	公民連携の推進
		1 1 2	公立保育園の認定こども園化及び民営化の推進
		1 1 3	公立幼稚園の認定こども園化
		1 1 4	管路施設の予防保全に向けた包括的民間委託
	②歳出の抑制	1 2 1	公共施設等マネジメントの推進
		1 2 2	市有施設におけるエネルギー使用量の削減
		1 2 3	ごみの減量化
		1 2 4	公園樹木の再配置・再生計画の検討と実施
		1 2 5	公園の管理運営計画の見直し
		1 2 6	市民ニーズに応えるべき施設改修
	③歳入の確保	1 3 1	ガバメントクラウドファンディングの実施
		1 3 2	ネーミングライツの推進
		1 3 3	自動販売機設置による市有財産の有効活用
1 3 4		未活用財産の有効活用	
柱2 公共サービスの柱	④窓口業務の効率化	2 4 1	窓口サービスの改善・改革
	⑤人材投資と組織力の向上	2 5 1	効率的かつ機能的な組織・機構づくり
		2 5 2	職員提案制度の促進
		2 5 3	多様な人材の確保と研修の充実
		2 5 4	働き方改革の推進
	⑥ICT化の推進	2 6 1	ICTによる業務の省力化・効率化
		2 6 2	ネットワーク更新計画の策定
2 6 3		電子決裁システムの導入	

2 推進体制

庁内組織である「館林市行政改革推進本部」（本部長：市長、事務局：企画課）が中心となり、全庁的に取り組みます。

事務局である企画課は、関係各課が進める推進計画の進捗状況を把握するとともに、推進本部に随時報告を行います。

関係各課は計画を推進するにあたり、絶えず手段や業務プロセスの見直し等を行いながら取り組みます。

3 推進期間

第七次行政改革大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 進捗状況の公表

推進計画の進捗状況について、ホームページを活用して、できるだけ分かりやすい形で、翌年度の9月頃に公表します。

第三章	推進計画
-----	------

柱 1 財政の柱

重点項目①公民連携の推進

No.	1 1 1
推進計画	公民連携の推進
主管課	企画課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民連携による公共サービスの提供を検討する等、公民連携を広い範囲で捉え、その手法や活用方法について他市の事例や動向を参考にしながら調査研究を行う。 ・ 調査研究の結果、具体的な活用が可能なものについては、関係課と連携して活用を進める。

No.	1 1 2
推進計画	公立保育園の認定こども園化及び民営化の推進
主管課	こども福祉課
内容	<p>就学前の教育・保育のあり方を検討、方針を策定する。</p> <p>更に、安心安全な子育てができる環境にするため、幼保一体化や民営化を進めていく。</p>

No.	1 1 3
推進計画	公立幼稚園の認定こども園化
主管課	学校教育課
内容	<p>保育機能を持たせた認定こども園とすることで、待機児童の解消、働く世帯の子育て支援、適切な保育と教育の提供を行い、子育て環境のさらなる充実に資する。</p> <p>認定こども園のタイプや対象園については、関係する部署と検討を加えていく。</p> <p>※令和3年度に「就学前の教育・保育のあり方方針」策定完了</p>

No.	1 1 4
推進計画	管路施設の予防保全に向けた包括的民間委託
主管課	下水道課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで個別に委託していた管理業務をまとめて複数年契約により発注し、スケールメリット等によるコスト及び事務量の縮減を図る。 ・ 民間の創意工夫及びノウハウを活用し、業務の効率化を図ることで、管理業務にあっていた人員を固有事務（事業計画策定、接続促進及び料金徴収等）に重点配置する。

重点項目②歳出の抑制

No.	1 2 1
推進計画	公共施設等マネジメントの推進
主管課	財政課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館林市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画にもとづき、予防保全による無駄のない施設管理と変化する市民ニーズに応える質の高い行政サービスを提供できる施設運営を推進する。 ・ 立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の各種計画と連動した施設の再配置を計画し、コンパクトシティの実現による持続可能なまちづくりを目指す。

No.	1 2 2
推進計画	市有施設におけるエネルギー使用量の削減
主管課	地球環境課
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に定められた、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を達成するため、市有施設におけるエネルギー管理標準の作成及び運用改善を推進する。 ・ 市有施設の設備機器を更新する際に、省エネ・低炭素型機器（LED照明等）の導入を推進する。

No.	1 2 3
推進計画	ごみの減量化
主管課	地球環境課
内容	<p>従前からの3Rの普及啓発や助成事業といった取組に加え、生ごみ減量化として、食品ロス削減の取組のさらなる拡充を図っていく。</p> <p>また、ごみ処理費用の分析・評価を行い、ごみ袋の有料化等の排出量に応じた費用負担の仕組みを導入することで、住民の意識改革を促し、循環型社会の構築及びごみ処理費用の抑制を図る。</p>

No.	1 2 4
推進計画	公園樹木の再配置・再生計画の検討と実施
主管課	緑のまち推進課
内容	<p>第六次行政改革大綱において策定した「公園樹木の取り扱い方針」に基づき、隣接する住宅等その公園を取り巻く周辺環境や、公園施設に合わせた樹種や配置の見直し、樹高の低減による樹木の再生を検討し、計画的に実施していくことで、「適切な範囲内での緑被率の確保」と、「再配置や再生後の樹木の維持管理コストの縮減」の両立を目指す。</p>

No.	1 2 5
推進計画	公園の管理運営計画の見直し
主管課	緑のまち推進課
内容	<p>老朽化した施設の長寿命化計画を見直すとともに、画一的な公園を多様化する市民ニーズに対応させるために必要な利活用方法の検討や公園機能の再編を進めていくこともあわせて求められている。そのためには、時代の変化や市民にニーズに対応できる将来の公園のあるべき姿を検討した上で計画を見直し、持続可能な公園の維持管理・運営を目指す必要がある。</p>

No.	126
推進計画	市民ニーズに応えるべき施設改修
主管課	スポーツ振興課
内容	<p>市民ニーズを踏まえた施設整備を進めることにより、利用者へ多くの利益をもたらすものと考えられる。</p> <p>このため、利便性向上に繋がる計画的な施設整備改修等を進めるとともに、受益者負担の観点から、利用者への適正な負担として施設使用料の見直しを図る。</p> <p>設備の改修で施設に付加価値が付き、利便性の向上がなされた場合の料金設定に取り組む。</p> <p>〔施設使用料の設定が必要となる改修工事〕</p> <p>①R3年度：ダノン城沼アリーナ1階4室空調改修工事</p> <p>②R5年度：城沼庭球場屋外LED照明改修工事</p>

重点項目③歳入の確保

No.	131
推進計画	ガバメントクラウドファンディングの実施
主管課	企画課
内容	ガバメントクラウドファンディングの効果を十分に検証したうえで、関係課との協議を進めながら実施を目指す。

No.	132
推進計画	ネーミングライツの推進
主管課	企画課
内容	導入施設を増やすとともに、募集方法の工夫やスポンサー企業との協力による新たな地域活性化の在り方の検討など、ネーミングライツがより一層効果的になるような取組みを実施する。

No.	133
推進計画	自動販売機設置による市有財産の有効活用
主管課	財政課
内容	施設の利用状況等を踏まえながら、自動販売機の設置による市有財産の有効活用を推進し、歳入の確保及び市民サービスの向上を図る。

No.	134
推進計画	未活用財産の有効活用
主管課	財政課、産業政策課
内容	積極的に未利用・低利用財産を選定し、売却、貸付等による活用を推進することで新たな自主財源を確保する。 資産活用に当たっては、PPP/PFI 等による公民連携を推進し、また、国・県所有の資産を含めた活用を検討しエリアマネジメントを推進する。

柱2 公共サービスの柱

重点項目④窓口業務の効率化

No.	241
推進計画	窓口サービスの改善・改革
主管課	企画課、関係課
内容	窓口の混雑を緩和し、効率的な窓口サービスを提供するため、ワンストップ窓口設置の研究やマイナンバーカード活用によるコンビニエンスストアでの住民票、税証明書発行など、様々な手法を検討し、窓口業務を改善する。

重点項目⑤人材投資と組織力の向上

No.	251
推進計画	効率的かつ機能的な組織・機構づくり
主管課	企画課
内容	多様化・高度化する住民ニーズに対応し、総合計画の政策目的の達成及び重要施策の強力な推進を図るために最善の組織をつくる。また、限られた人員や財源のなかで、類似した業務・目的を持つ部署等の整理を進め、効率的かつ機能的な組織づくりを進める。

No.	252
推進計画	職員提案制度の促進
主管課	企画課
内容	職員提案制度を活性化させることで職員の改善意欲の増進や自己能力の開発及び職員相互の啓発を図ることを目的とする。 内容としては、職員提案規程の改正や提案発表の場の規模の拡大などが考えられるが、他市の取組を参考にし、可能な取組から順次実施していく。

No.	253
推進計画	多様な人材の確保と研修の充実
主管課	人事課
内容	新卒採用に加え、経験者採用や新たな人材の発掘方法など、多様な採用制度の導入を検討し、有能な人材を確保する。 階層別研修や専門研修など、研修の機会、内容を充実し、担当業務の修得だけでなく、中長期的な視点を持った人材を育成する。

No.	254
推進計画	働き方改革の推進
主管課	人事課
内容	職や業務の見直し、効率化によって職場の生産性を高め、長時間労働の是正や年次有給休暇等の取得を促進し、ワークライフバランスを実現する。 ・ワークライフバランスの実現に向けた職員の意識改革 ・「時間外勤務縮減の一層の推進にかかる指針」に基づく具体的な行動の推進 ・男女ともに活躍できる職場環境の整備 管理監督職への女性登用・男性職員の育児休業取得促進 時差出勤や育児休業、介護休暇等、働き方の多様化への対応 有給休暇の取得促進

重点項目⑥ICT化の推進

No.	261
推進計画	ICTによる業務の省力化・効率化
主管課	企画課
内容	ICTの利用による省力化を実現するため、RPAやAI等の導入による効率化を検討し、関係課と協力の上進めることで効果的な利用を模索し、業務での活用を目指す。

No.	262
推進計画	ネットワーク更新計画の策定
主管課	企画課
内容	現在自庁で保有している光ケーブルのあり方を見直し、新たにネットワーク更新方法を検討し、コストとメンテナンスにかけている手間を削減できる、安定したネットワーク構築手段の計画を策定する。

No.	263
推進計画	電子決裁システムの導入
主管課	行政課
内容	事務処理の効率化、保有する行政文書の適正管理、組織としての意思決定の迅速化及び紙の節減等ペーパーレス化を図るため、電子決裁の導入を図る。